## 5月22日専門部会での最終意見

- 1)座長骨子案を基に作成した報告書案は現実的で妥当なものと思い、賛成します。
- 2) なお、「収容期間に上限を設けるべき」との意見に対して私の意見を述べたいと思います。

「収容期間に上限を設けるべきとの意見」は、上限がなければ、無期限ともなりうるし、無期限 でなくとも長期間になれば被収容者に多大なストレスを与え、非人道的である、というのが主たる 理由かと思いますが、しかし、収容期間が長くなっているのは、多くは彼らが自国に帰ることを拒 否し、日本に滞在することを自らの意思で、選択し、収容されているのであって、収容所から出よ うと思えば出られのですから、実際は自己決定 Autonomy の問題ですし、帰国できない理由として 挙げる家族等の Private な事情にしても、家族同伴で帰国するか、事情によって同伴できないなら、 本人だけで帰国すればよいのですから、帰国できない理由にならないというのが第一点。第二に、 収容期間に上限を設けた場合、上限がくれば、仮放免になりますが、仮放免中は働くこと許されな いため、生活苦から犯罪に手を染める蓋然性が高くなる。従って、仮放免中も就労可能とすべきで ある、という主張につながるのではないかと思いますが、しかし、これは要するに、不法滞在者も 一定期間、衣食住や医療費無料で、入管施設に収容されていれば、仮放免されて堂々と働くことが できるようになる、ということですから、結果的に入管施設が不法就労のロンダリング機能を果た すことになるのではないかというのが第二点。

以上二つの理由によって、収容期間に上限を設けるべきとの意見には反対です。